

地下貯水槽対策作業におけるリングバッジ、 ・ A P D未装着の原因について

訂正版

< 参 考 資 料 >
平成25年5月10日
東京電力株式会社

福島第一原子力発電所の地下貯水槽からの汚染水漏えい関連作業で、一部作業員がリングバッジ、
・ A P Dが未装着だった件に関する報告を、本日（5月10日）、富岡労働基準監督署へ実施。

■概要（お知らせ済み）

- 4月8日 AM 当社社員が協力企業の作業員のリングバッジ未装着（14名）確認
PM リングバッジ、
・ A P D装着について協力企業へ指示するとともに、当該作業員へは当社よりリングバッジを貸与し作業を開始
- 4月15日 当社社員が当時の作業員のA P D実績を確認する中で、一部作業員が4/6～4/8に
・ A P D未装着が判明（上記14名中6名）
- 4月19日 富岡労働基準監督署から指導票受領

■原因（リングバッジ未装着）

- ・当社は作業開始前に、安全指示内容等が仕様書等の要求事項を満足していることを確認することとなっているが、4月6日、7日の作業予定表・防護指示書が作成されていなかったことから、当社がそれらの確認を行っておらず、協力企業放射線管理責任者がリングバッジの着用を不要とした判断に対して、誤りを指摘することができていなかった。
- ・採水作業では、協力企業放射線管理員が末端部被ばくの可能性があることは認識していたが、現場の雰囲気線量が低く、作業時間も短いため装着不要と判断した。
- ・ポンプ投入作業では、協力企業放射線管理員は、滞留水に直接触れる作業ではないことから、放射線管理仕様書に則り、事前サーベイの結果等から装着不要と判断したが、社内規定上、当該作業が
線管理エリア内における滞留水等が保管されているタンク等の開放作業に該当し、リングバッジの装着を義務づけていた。社内規定の内容に対して、当該仕様書の内容が誤解しやすい表現であり、上記判断に至ったものと推測。

地下貯水槽対策作業におけるリングバッジ、 APD未装着の再発防止、作業員の線量評価結果

■ 原因（ ・ APD未装着）

- ・ 地下貯水槽設置工事の現場代理人が今回の現場責任者であり、 ・ APDを着用しなければならないことについては理解していたが、緊急業務の準備と並行していたため、着用指示、放射線管理員への確認を失念。
- ・ 一部の作業員は、緊急作業のなか、Jヴィレッジから直接現場へ出向したため、 APDを着用。
- ・ 4月6日、協力企業側が作業員に対し ・ APDを着用するよう指示をしたが、周知が漏れたり、作業を早く終わらせる方が安全と判断。

■ 再発防止対策

- ・ 作業開始にあたり、具体的に ・ APDを着用すること、採水作業にはリングバッジを装着することなどを指示していれば今回の不適切な事象は防げていたことから、特に今回の業務のように緊急に作業を実施する場合であっても、放射線防護措置の実施内容を当社と作業実施企業で確実に確認したのちに、作業を開始するよう周知を徹底する。
- ・ 社内規定の内容に対して、当該仕様書の内容が誤解しやすい表現であり、放射線管理仕様書の記載を、社内規定に合わせて具体的な例示を含めた内容に見直す。
- ・ また、以下の内容について、全ての協力企業に周知、徹底を図る。
緊急に実施しなければならない作業であっても、当該作業に関わる放射線防護措置については当社と協議・調整を行い、放射線防護計画を立案、周知、徹底したのち作業を開始すること。
作業実施中に放射線防護計画に基づいた、装備・措置などが確実に実施されていることを現地にて確認すること。

■ 線量評価（再評価）

等価線量（皮膚）	実効線量
4/6、7、8各日あたり：0.02 mSv ~ 0.20 mSv	4/6、7、8各日あたり：0.01 mSv ~ 0.06 mSv
4/6 ~ 4/8AMの合計：0.02 mSv ~ 0.35 mSv	4/6 ~ 4/8AMの合計 0.01 mSv ~ 0.12 mSv

訂正前：0.11 mSv (pointing to 0.20 mSv)

訂正前：0.17 mSv (pointing to 0.35 mSv)

訂正前：0.02 mSv (pointing to 0.01 mSv)